

# カセットコンロ・カセットガス寄贈

4/22 金

岩谷産業株式会社と有限会社横原商事から、頓原基幹支所(保健福祉センター)にLPガス非常用発電機を設置した記念として、カセットガス96本と、カセットコンロ4台の寄贈を受けました。

岩谷産業が製造する今回寄贈されたカセットコンロは、風をさえぎる構造で屋外でも使用可能。基幹支所に設置した非常用発電機とともに、災害時等に活用していきます。



山崎町長の右側から、  
有限会社横原商事 祝原聡代表取締役 井上博文支店長  
岩谷産業株式会社エネルギー山陰支店 祝原理専務取締役 高津周佑主任  
有限会社横原商事 祝原理専務取締役  
岩谷産業株式会社エネルギー山陰支店



寄贈されたカセットコンロとカセットガス



設置された非常用発電機

# 平成28年度 産地交付金の助成内容を決定しました

産地交付金は、飯南町地域農業再生協議会が策定した「水田フル活用ビジョン」に基づき、対象作物を水田で一定の面積以上生産し、販売した場合に、面積に応じて交付金が交付される制度です。地域が戦略作物として設定する作物の振興を支援する目的で交付され、町がそ

の活用方法を決定しています。平成28年度の対象作物に対する助成単価・下限面積・要件は、次の表のとおりです

■お問い合わせ  
産業振興課  
電話 76・2214

	対象作物	助成単価	下限面積	対象とする要件
集団化助成	大豆	20,000円/10a	1ha	生産、販売。基幹の2作業以上を受託し販売権を有する作業受委託契約に基づく作付面積を含む。
	そば	15,000円/10a	1ha	生産、販売。基幹の2作業以上を受託し販売権を有する作業受委託契約に基づく作付面積を含む。
	なたね、WCS用稲、飼料作物、麦	10,000円/10a	1ha	
生産振興助成	加工用米、米粉用米、飼料用米(一括管理)	10,000円/10a	50a	生産、販売
	飼料用米(区分管理)	15,000円/10a (きぬむすめで取り組んだ場合6,000円/10aを加算)	50a	生産、販売
	やまといも	30,000円/10a	1a	生産、やまといも生産組合への出荷
	とうがらし	15,000円/10a	1a	生産、販売
	メロン・トマト・パプリカ	10,000円/10a	1a	各作物1a以上の生産、販売
	加工用青刈り稲	35,000円/10a	10a	しめ縄用の原料として生産、販売(自家利用含む)
追加配分助成	飼料用米、米粉用米	12,000円/10a	10a	多収性専用品種に取り組んだ場合
	加工用米	12,000円/10a	10a	複数年契約(3年間)に取り組んだ場合
	そば、なたね	20,000円/10a (二毛作15,000円/10a)	10a	生産、販売

※網掛け部分は平成27年度からの変更項目  
※水田での作付が交付金の対象で、畑での作付は対象外  
※交付金支払額が配分枠を超えた場合は、助成単価を調整します。

# 手当額を改定しました(平成28年4月)

## ●児童扶養手当 受給資格

次の要件に当てはまる18歳未満の児童を養育している父母または養育者(祖父母等)  
・父母の離婚により父または母と生計を共にしていない  
・父または母が死亡している  
・父または母が重度の障がい状態にある など  
※公的年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。  
※父母または養育者が日本国内に住所がない場合は、手当を支給できません。

## 手当の額(月額)

全部支給 42330円  
一部支給 42320円  
9990円

## 児童2人以上の加算額

児童2人目 5000円  
児童3人目以降 3000円  
一人につき

## ●特別障害者手当 受給資格

身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の入  
※次の事項に該当する場合は、手当を支給できません。  
・社会福祉施設等に入所している  
・病院に継続して3か月を超えて入院している  
※原簿介護手当を受給している場合は、支給額を調整します。

## 手当の額(月額)

26830円

## ●障害児福祉手当 受給資格

身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳未満の児童  
※次の事項に該当する場合は、手当を支給できません。  
・障がいを事由とする公的年金を受給することができる  
・児童福祉施設等に入所している

## 手当の額(月額)

14600円

## ●特別児童扶養手当 受給資格

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者  
※次の事項に該当する場合は、手当を支給できません。  
・障がいを事由とする公的年金を受給することができる  
・児童福祉施設等に入所している

## 手当の額(月額)

1級 51500円  
2級 34300円

各手当の制度には、障がいの程度による基準や所得制限等が定められています。受給資格に該当すると思われる場合は、申請する前に一度ご相談ください。  
※申請には個人番号(マイナンバー)が必要です。

■お問い合わせ  
飯南町福祉事務所  
電話 72・1773

# 国際交流員を任命しました

4月11日付けで、国際交流員(CIR)に、セーラ・レイチエル・ラバティさんを任命しました。

飯南町の食や自然、歴史・文化、観光施設などの地域資源を、外国人の視点で調査し、町の魅力発信や外国人観光客のおもてなし対策など、観光誘客につながる取り組みをしていきます。

セーラさんは、オーストラリア連邦・ニューサウスウェールズ州・コフスハーバー市の出身。学生時代から日本に興味があり、立命館大学に4ヶ月間留学。日本語も堪能。日本に在留し、日本語や日本の文化をもっと学びたいという思いから、国際交流員として飯南町観光協会に勤務。



国際交流員  
セーラ・レイチエル・ラバティ  
(飯南町観光協会)